



## 「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（素案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、平成30年11月に「とくしまの学校における働き方改革プラン」を策定し、教育職員の時間外在校等時間の縮減等に取り組んで参りました。

このたび、本年6月の給特法改正による計画策定の義務化を受け、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、質の高い教育を行うため、現行の「第3期プラン」を継承し、賛同する市町村教育委員会と共同で策定を進めている本計画の「素案」を取りまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

### 1 ご意見の募集期間

令和7年12月12日（金）～令和8年1月12日（月・祝）（必着）

### 2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合

[https://www.pref.tokushima.lg.jp/public\\_comment/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/)



②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

※受付時間について（土・日・祝日・年末年始を除く）

【令和7年12月26日（金）まで】

午前8時30分から午後6時15分まで

【令和8年1月5日（月）から】

午前9時00分から午後5時00分まで

### 3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 教育委員会 教育政策課 働き方・発信戦略担当

電話：088-621-3159 FAX：088-621-2879

メールアドレス：[kyouikuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kyouikuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp)

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：[kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp)

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行  
(パブリックコメント)



## Q1 「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」ってどんな計画？

徳島県では、平成30年11月に「とくしまの学校における働き方改革プラン」を策定し、教育職員の時間外在校等時間の縮減等に取り組んで参りました。

本計画は、学校における働き方改革の更なる推進のため、本年6月の給特法改正により各服務監督教育委員会に策定が義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、新たに策定する法定計画です。

教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、質の高い教育を行うため、現行の「第3期プラン」を継承する形で、本県全体の改革を強力かつ効率的・効果的に推進するべく、県教育委員会が主導し、賛同する市町村教育委員会と共同で策定することとしております。



## Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県公立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（素案）」をご一読いただき、学校における教育職員の働き方改革を推進していく上で、新たに必要と思われる取組についてのご意見やその具体的な内容などのご提案をお寄せください。

（→ 別添資料を参照してください。）



## Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。